

宅地分譲のご紹介に関するお知らせ！！

現在、和歌山県土地開発公社が宅地分譲している

①岩出紀泉台団地、②貴志川長山団地、③新宮蜂伏団地の分譲について、

また、和歌山県土地開発公社が保有している

①古座上野山、②打田第2

(社) 全日本不動産協会和歌山県本部の会員である宅地建物取引業者様が

宅地購入希望者をご紹介いただき、その紹介が成立した場合(※)

土地売買代金の100分の3及び消費税に相当する額を
(上限額：分譲地30万円及び消費税に相当する額、保有地200万円及び消費税に相当する額)

手数料として会員様にお支払いします！

どしどし、ご紹介ください。

詳細は紹介手続基準等をご覧ください。

※「紹介の成立」は、土地売買契約が成立し、所有権移転登記が完了した時とします。

土地分譲及びその他の保有地の紹介に関する協定書

和歌山県土地開発公社(以下「甲」という。)と社団法人全日本不動産協会和歌山県本部(以下「乙」という。)とは、甲の所有する分譲宅地又はその他の保有地の紹介に関し次のとおり契約し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

第1条 甲は、甲の所有する次の各号に掲げる団地の分譲宅地又は次の各号に掲げるその他の保有地の紹介(以下「紹介」という。)を乙の会員である宅地建物取引業者(以下「会員」という。)に依頼するものである。

分譲宅地

- (1) 岩出紀泉台団地
- (2) 貴志川長山団地
- (3) 新宮蜂伏団地

その他の保有地

- (1) 古座上野山
- (2) 打田第2

但し、先着順受付中のものに限る。

第2条 乙は、前条の紹介が円滑に行われるよう会員に指導助言するものとする。

第3条 甲が販売方法を変更しようとする場合は、速やかに乙に通知するものとする。

第4条 会員が紹介する場合は、この協定書及び別紙紹介手続基準(以下「基準」という。)に基づき行うものとする。

第5条 乙は、会員に対して、この協定書及び基準の内容その他必要な事項を周知徹底するものとする。

第6条 会員がこの協定書及び基準に違反した場合は、甲乙協議の上、紹介業務を打ち切ることができる。

第7条 会員が紹介に当たり、故意又は過失により宅地購入者に迷惑及び損害を与えた場合には、会員の責任において対応するものとする。

第8条 甲及び乙は、この協定の遂行に当たり知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

第9条 甲及び乙は、紹介に係る連絡責任者をそれぞれ1名指定し、相互に通知するものとし、変更した場合も同様とする。

第10条 この協定の有効期間は、平成23年4月1日から平成24年3月31日までとする。

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた事項は、甲乙協議して定めるものとする。

上記協定の締結を証するため、この証書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成23年4月1日

甲 和歌山市和歌浦西二丁目1番22号
和歌山県土地開発公社
理事長 下 宏

乙 和歌山市太田143番地の3
社団法人 全日本不動産協会和歌山県本部
本部長 坂 本 俊 一

紹介手続基準

- 1 会員は、分譲宅地又はその他の保有地の購入を希望する者(以下「申込者」という。)があった場合は、宅地購入申込書又は保有地購入申込書に和歌山県土地開発公社団地分譲紹介報告書(別記第1号様式)又は和歌山県土地開発公社保有地紹介報告書(別記第2号様式)を添付し、乙を経由の上、甲に提出するものとする。
- 2 甲は、報告書を受理し、必要と認めるときは、申込者の意思確認を行うことができるものとする。
- 3 紹介の成立は、土地売買契約が成立し、所有権移転登記が完了したときとし、甲は、速やかに乙にその旨を通知するものとする。
- 4 甲は、紹介が成立した場合は、土地売買代金の100分の3及び消費税に相当する額(この場合の上限額は、分譲宅地の場合は30万円及び消費税に相当する額とし、その他の保有地の場合の上限額は200万円及び消費税に相当する額とする。)を手数料として会員に支払うものとし、会員は、申込者に対して名目の如何を問わず、一切の金品を請求できないものとする。
なお、上記3%に相当する額については、10,000円未満を切り捨てるものとする。
- 5 会員は、紹介が成立したときに紹介手数料の請求を甲に行うものとし、甲は、請求を受理した日から30日以内に会員に支払うものとする。

和歌山県土地開発公社団地分譲紹介報告書

別紙の「宅地購入申込書」の申込者を紹介した旨を報告します。

紹介団地名	団地
紹介宅地番号	ブロック 号地 ----- 所在 :
会 員	商号又は名称
	事務所の所在地
	代表者氏名
	免許番号
平成 年 月 日	
社団法人 全日本不動産協会和歌山県本部	
本部長	
⑩	

和歌山県土地開発公社保有地紹介報告書

別紙の「保有地申込書」の申込者を紹介した旨を報告します。

紹介保有地		
所在		
会 員	商号又は名称	
	事務所の所在地	
	代表者氏名	
	免許番号	
平成 年 月 日		
社団法人 全日本不動産協会和歌山県本部		
本部長		
印		

平成 年 月 日

社団法人 全日本不動産協会和歌山県本部 様

和歌山県土地開発公社

通 知 書

平成 年 月 日付けで、分譲紹介を受けました下記の物件については、紹介
成立しましたので通知します。

記

1 紹介団地名

2 紹介宅地番号

3 契約者

4 契約日 平成 年 月 日

5 引渡日 平成 年 月 日

6 紹介者

- ① 商号又は名称
- ② 事務所の所在地
- ③ 代表者氏名

平成 年 月 日

社団法人 全日本不動産協会和歌山県本部 様

和歌山県土地開発公社

通 知 書

平成 年 月 日付けで、紹介を受けました下記の物件については、紹介成立しましたので通知します。

記

1 紹介保有地

2 所在

3 契約者

4 契約日

5 引渡日

6 紹介者

- ① 商号又は名称
- ② 事務所の所在地
- ③ 代表者氏名

紹介手数料請求書

¥

下記紹介手数料として請求します。

記

- 1 紹介団地名 _____
- 2 紹介宅地番号 _____
- 3 契約者 _____
- 4 紹介物件金額 _____

平成 年 月 日

和歌山市和歌浦西二丁目1番22号
和歌山県土地開発公社
理事長 下 宏 様

住 所

氏名又は名称

印

振 込 先 金 融 機 関	
銀 行 等 の 名 称	
支 店 名 (店 番 号)	
預 貯 金 の 種 別	
口 座 番 号	
口 座 名 義	
口 座 名 義 (フ リ カ ャ ナ)	

紹介手数料請求書

¥

下記紹介手数料として請求します。

記

1 紹介保有地

2 所在

3 契約者

4 紹介物件金額

平成 年 月 日

和歌山市和歌浦西二丁目1番22号

和歌山県土地開発公社

理事長 下 宏 様

住 所

氏名又は名称

印

振 込 先 金 融 機 関	
銀 行 等 の 名 称	
支 店 名 (店 番 号)	
預 貯 金 の 種 別	
口 座 番 号	
口 座 名 義	
口 座 名 義 (フリカゝナ)	